

伊江村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

伊江村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 伊江村全域

(1) 現況

本村の農業は、さとうきびや花卉、葉たばこ、野菜等、畜産業も盛んな地域であり、これまでに国営かんがい排水事業等や農地保全整備事業等でかんがい施設や防風施設等の整備を行ってきたが、農地所有者の高齢化や後継者・担い手不足による将来の農地活用や荒廃農地等の増加が懸念されており、農業用施設及び農地の維持管理が重要な課題となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農作業の共同化の取り組みや担い手農家等による利用権設定、将来的な荒廃農地解消対策の取組み、また、機械の共同購入や共同利用等を推進することで農業生産活動を継続し多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を促進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------|-------------------------------|
| ① | 伊江村全域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業 |
| | | |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

- 1) 対象区域及び対象農用地については、次のアの指定区域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連坦部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組克層が行われる複数の団地の合計が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連坦している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

ア 対象地域

伊江村全域（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）指定地域）の内、伊江村農業振興地域整備計画区域内の農用地

イ 対象農用地

沖縄県知事が地域の実態に応じて指定する農用地

(2) 集落協定の共通事項

1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落以外の担い手もしくは沖縄県農業振興公社等の賃貸、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・道路等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当者を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等、集落営農上の基幹的活動において、中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取り組みを選択して行うこととする。

イ 集落協定は、令和8年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための協定認定年度から5年間の具体的な活動計画について工程表の作成等を行うこととする。

(4) 集落協定等の公表

村長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また村は、毎年、集落協定の締結状況、集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取り組み状況直接支払いの実施状況を公表する。

(5) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(6) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画との整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

6 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター一等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいず

れかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業従事者一人あたりの所得が那覇市の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払の対象とする。

7 その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変更等について、記述するものとする。